

京都市交通局管理規程第7号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年10月17日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規定

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

別表第1第3号中（第2条関係）

「

42	京都駅前～洛西口駅前	東寺東門前、南区総合庁舎前、市民防災センター前、久世橋西詰
----	------------	-------------------------------

」

を

「

42	京都駅前～洛西口駅前	東寺東門前、南区総合庁舎前、市民防災センター前、久世橋西詰、JR桂川駅前
----	------------	--------------------------------------

」

に改め、

「

70	桂 駅 東 口～太秦天神川駅前	下桂, 上野橋, 梅津段町, 太秦小学校前
----	-----------------	-----------------------

」

を

「

70	J R 桂川駅前～太秦天神川駅前	下津林大般若町, 桂駅東口, 下桂, 上野橋, 梅津段町, 太秦小学校前
----	------------------	--------------------------------------

」

に改め、

「

西 4	洛西バスター～洛 西 口 駅 前 ミナル	西竹の里町, 北福西町一丁目
-----	-------------------------	----------------

」

を

「

西 4	洛西バスター～J R 桂川駅前 ミナル	西竹の里町, 北福西町一丁目, 洛西口駅前
-----	------------------------	-----------------------

」

に改め、

特南1	桂駅東口～久世工業団地前	桂高校前、久世七本松
-----	--------------	------------

を

特南1	桂駅東口～久世工業団地前	桂高校前、JR桂川駅前、久世七本松
-----	--------------	-------------------

に改める。

別表第2第16号を次のように改める。

(16) 70号系統

				J R 桂 川 駅 前	
				円 150	
		牛 ヶ 瀬		円 160	170
		桂 駅 東 口		円 160	170
		下 桂		円 160	190
		上 桂 東 ノ 口		円 160	190
		上 野 橋		円 190	190
		太 秦 天 神 川 駅 前		円 220	220

別表第2第29号を次のように改める。

(29) 西4号系統

J R 桂 川 駅 前	円 150
第二回生病院前	円 150
北福西町一丁目	円 230

洛西バ ススタ ミナル	円 160	円 180	円 230
-------------------	----------	----------	----------

別表第4（第18条第3項関係）

市内中心+桂 地域フリー	全系統	19号, 20号, 22号, 42号, 69号, 70号, 81号, 特81号, 北3号, 南1号, 特南1号, 南2号, 特南2号, 南3号及び南8号の全線並びに28号の松尾大社前～京都駅前間, 29号の国道三ノ宮～四条烏丸間, 33号の三ノ宮～京都駅前間, 特33号の三ノ宮～京都駅前間, 73号の国道三ノ宮～京都駅前間, 西1号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西2号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 臨西2号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西3号の三ノ宮街道～桂駟西口間, 特西3号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西4号の第二回生病院前～洛西口駅前間, 西5号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 臨西5号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西6号の三ノ宮街道～桂駅西口間及び西8号の三ノ宮街道～桂駅西口間
-----------------	-----	--

を

市内中心+桂 地域フリー	全系統	19号, 20号, 22号, 42号, 69号, 70号; 81号, 特81号, 北3号, 南1号, 特南1号, 南2号, 特南2号, 南3号及び南8号の全線並びに28号の松尾大社前～京都駅前間, 29号の国道三ノ宮～四条烏丸間, 33号の三ノ宮～京都駅前間, 特33号の三ノ宮～京都駅前間, 73号の国道三ノ宮～京都駅前間, 西1号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 臨西2号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西2号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西3号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 特西3号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西4号の第二回生病院前～JR桂川駅前間, 西5号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 臨西5号の三ノ宮街道～桂駅西口間, 西6号の三ノ宮街道～桂駅西口間及び西8号の三ノ宮街道～桂駅西口間
-----------------	-----	---

に改め、

桂・洛西地域 フリー	—	西1号, 西2号, 臨西2号, 西3号, 特西3号, 西4号, 西5号, 臨西5号, 西6号及び西8号の全線並びに28号の松尾大社前～松尾橋間, 29号の松尾橋～洛西バスターミナル間, 33号の桂小橋～洛西バスターミナル間, 特33号の東側町～洛西バスターミナル間, 42号の中久世～洛西口駅前間, 69号の上野橋～桂駅東口間, 70号の桂駅東口～上野橋間, 73号の西京極～洛西バスターミナル間, 南1号の中久世～桂駅東口間及び特南1号の中久世～桂駅東口間
---------------	---	---

を

桂・洛西地域 フリー	—	西1号, 西2号, 臨西2号, 西3号, 特西3号, 西4号, 西5号, 臨西5号, 西6号及び西8号の全線並びに28号の松尾大社前～松尾橋間, 29号の松尾橋～洛西バスターミナル間, 33号の桂小橋～洛西バスターミナル間, 特33号の東側町～洛西バスターミナル間, 42号の中久世～洛西口駅前間, 69号の上野橋～桂駅東口間, 70号のJR桂川駅前～上野橋間, 73号の西京極～洛西バスターミナル間, 南1号の中久世～桂駅東口間及び特南1号の中久世～桂駅東口間
---------------	---	---

に改める。

附 則

この規程は、平成20年10月18日から施行する。

(交通局企画総務部企画課)

(交通局自動車部運輸課)